

令和6年度の商工業者向け支援事業

市では令和6年度、商工業者向けに以下の補助事業を実施しております。

詳しい内容は市ホームページに掲載していますので、申請に際しては必ずご確認ください、事業に着手（工事の発注など）する前に補助金申請をしてください。

1 商工業開業支援事業

市内で新たに事業所（店舗など）を設置し、開業する方を支援します。

補助対象者	・市内で開業する法人および市内在住の個人 ・市税の滞納がないこと など
補助対象経費	事業所などの改修費、設備費、広報費など
補助金額	補助率 対象経費の3分の2以内 補助上限額 100万円（商店街モデル地区は150万円）



2 チャレンジ補助金

市内商工業者の売上向上に貢献する新商品・新サービスの提供や事業再構築などの新たな取組みを支援します。

補助対象者	・市内で事業所を設置して、事業を営んでいること。 ・市内在住の個人もしくは法人登記で市内に本店所在地を有する法人など
補助対象経費	事業所などの改修費、設備費など
補助金額	補助率 対象経費の3分の2以内 補助上限額 50万円

3 バリアフリー店舗改修助成事業

既存店舗において、障がい者などに配慮したリフォーム工事を行う方を支援します。

補助対象者	・市内在住の個人もしくは法人登記で市内に本店所在地を有する法人 ・市税の滞納がないこと ・現に営業していること など
補助対象経費	段差解消のスロープ・手すりの設置、筆談ボードや車いすの導入など
補助金額	補助率 対象経費の2分の1以内 補助上限額 10万円

4 住みよか地域づくり支援事業

既存の店舗や事務所において、その地域に不足する必要な品物やサービスを新たに提供する事業者を支援します。

補助対象者	・新たな事業を開始しようとする地域で、既に事業を営んでいる個人および法人 ・区域の自治会長などの推薦を受けた者 など
補助対象経費	開設に必要な改修費や設備費、手続きなどにかかる経費
補助金額	補助率 対象経費の全額 補助上限額 50万円

■問い合わせ先： 港湾商工課 セールスグループ TEL 472-1111（内線283）

定額減税と給付金支給について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するとともに、デフレ脱却に向けた一時的な措置として、令和6年6月以降、1人あたり計4万円（所得税3万円、住民税1万円）が定額減税されます。また、住民税非課税などの低所得世帯や、減税の恩恵を十分に受けられない方には、給付金による支援を行います。

【定額減税と給付のイメージ】

給付金		定額減税	
住民税非課税世帯	住民税均等割のみ課税世帯	住民税・所得税の納税額が4万円に満たない方	住民税・所得税の納税額が4万円を上回る方
1世帯あたり 10万円 を給付		【給付】 減税と給付で1人あたり 計4万円 ※給付は1万円単位で切り上げ 【減税】	1人あたり 4万円 の定額減税
18歳以下の子ども1人あたり 5万円 を上乗せ給付			所得税3万円 住民税1万円 ※配偶者を含めた扶養親族も対象

所得1805万円超は減税対象外

令和6年8月頃から順次支給開始予定

令和6年6月から減税実施

※給付については新たに令和6年度住民税非課税などとなった世帯が対象となります。

【定額減税の実施方法】

	所得税（1人3万円）	住民税（1人1万円）
給与所得者（特別徴収）	・6月の源泉徴収額から減税 （引ききれない分は7月以降も順次減税）	・6月分は徴収しない ・減税後の年税額を7月以降11カ月で均等徴収
事業所得者など（普通徴収）	・原則確定申告時に減税 ・前年所得などを基に行う「予定納税」で減税も	・6月徴収分から減税 （引ききれない分は、8月徴収分以降も順次減税）
年金所得者（特別徴収）	・6月支給時の源泉徴収額から減税 （引ききれない分は8月支給時以降も順次減税）	・10月徴収分から減税 （引ききれない分は、12月分以降も順次減税）

【給付の実施方法】 詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

■問い合わせ先： 減税について 税務課 課税グループ TEL 474-1111（内線142・144）

給付について 福祉課 生活福祉グループ TEL 474-1111（内線177・178）